

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第216号 違法行為差止請求事件

原 告 和田廣治ほか6名

被 告 久和 進ほか3名

第1〇準備書面

- 大阪地裁大飯原発判決に関する追加主張及び求釈明 -

2020年12月21日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

ほか



第1 大阪地裁大飯原発判決に関する追加主張

1(1) 大阪地方裁判所は、2020年12月4日、原子力規制委員会が、大飯原発3号機及び4号機について、経験式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、設置変更許可申請が「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（設置許可基準規則）4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとした調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があるとして、設置変更許可を取り消した（甲43の1、2。大阪地裁大飯原発判決）。

(2) 設置許可基準規則4条3項は、耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない旨を定める。

基準地震動の策定に当たっては、敷地に大きな影響を与えると予想される地震について、震源の特性を主要なパラメータで表した震源モデルを設定しなければならない。この点について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（規則の解釈）は、基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさについては、敷地における地震動評価に

大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮する旨を定める。

そして、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（地震動審査ガイド）は、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」(1. 3. 2. 3 (2)。本件ばらつき条項)と定める。

(3) 大阪地裁大飯原発は、本件ばらつき条項の意義について、要旨下記のとおり判示した。

経験式によって算出される地震規模は、平均値である。そこで、実際に発生する地震の地震規模（地震モーメント）は、平均値からかい離することが当然に想定されている。地震モーメントは、震源モデルの重要なパラメータの一つであり、その他のパラメータの算出に用いられるものであって、基準地震動の策定における重要な要素である。そうすると、経験式を用いて地震モーメントを設定する場合には、経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントとして設定するのではなく、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定するのが相当であると考えられる（例えば、経験式を導く基礎となったデータの標準偏差分を加味するなど）。ただし、他のパラメータ設定に当たり、上記のような方法で地震モーメントを設定するのと同視し得るような考慮など、相応の合理性を有する考慮がされなければ足りるものと考えらえる。また、経験式が有するばらつきを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否か

を検討した結果、その必要がないといえる場合には、経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることも妨げられないものと解される。

本件ばらつき条項の第2文は、以上の趣旨をいうものと解される。このような解釈は、福島第一原発事故を受けて耐震設計審査指針等が改訂される過程において、委員から、経験式より大きな地震が発生することを想定すべきであるとの指摘を受けて、本件ばらつき条項の第2文が置かれるに至った経緯とも整合する。

(4) 大阪地裁大飯原発は、本件ばらつき条項の上記意義を踏まえ、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程について、要旨下記のとおり判示した。

関西電力は、大飯原発3号機及び4号機の設置変更許可申請において基準地震動を策定する際、地震調査結果等に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としたものであり、例えば、経験式が有するばらつきを考慮するために、当該経験式の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということ自体を検討しておらず、現に、そのような設定（上乗せ）をしなかった。

原子力規制委員会は、経験式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、上記申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとした。このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があるべきである。

2 上記設置許可基準規則、規則の解釈及び地震審査ガイドの定めからすれば、

被告らは、善管注意義務及び忠実義務として、本件原発の基準地震動を策定する際、地震調査結果等に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とした場合、例えば、経験式が有するばらつきを考慮するために、当該経験式の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということを検討する義務を負う。

被告らが上記検討を行わずに本件原発の再稼働または再稼働の前提となる行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反となる。

第2 大阪地裁大飯原発判決に関する求釈明

原告らは、上記第1を踏まえ、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- 1 本件原発の基準地震動を策定するにあたっての地震モーメントの算定方法
- 2 本件原発の基準地震動を策定する際、地震調査結果等に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としたか。
- 3 震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とした場合、例えば、経験式が有するばらつきを考慮するために、当該経験式の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということを検討したか。

以上